

# 岐阜県公報

第二千六百四十号

平成二十七年四月十七日

(金曜日)

## 目次

### 告示

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

道路の区域変更

道路の供用開始

土岐都市計画道路事業の認可

土岐都市計画道路事業の事業計画の変更認可

建築基準法に基づく道路の位置指定

内水面漁場管理委員会告示

ブラウントラウトの生息域拡大防止のための指示

(内水面漁場管理委員会) 二九三

### 公示

もとす広域連合の規約の変更の届出

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

公共測量の実施

公共測量の終了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

開発行為の工事の完了

落札者等に関する公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可  
土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良区の定款の変更認可

(揖斐農林事務所) 二九九  
(中濃農林事務所) 二九九  
(同) 三〇〇  
(下呂農林事務所) 三〇〇  
(同) 三〇一

(市町村課) 二九三

(環境生活政策課) 二九四

(保健医療課) 二九四

(同) 二九四

(商業・金融課) 二九四

(用地課) 二九五

(同) 二九五

(都市政策課) 二九六

(建築指導課) 二九六

(出納管理課) 二九八

(西濃農林事務所) 二九八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成二十七年四月十七日

告示

岐阜県告示第二百九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
岐阜県揖斐川中部漁業協同組合 岐阜県揖斐川町三輪二七四 四番地四〇	内共第九号	次のとおり	平成二十七年三月二十六日
津保川漁業協同組合 関市下之保二四七八番地の	内共第十九号	次のとおり	平成二十七年六月一日
宮川漁業協同組合 高山市桐生町五丁目一九〇番地	内共第三十八号	次のとおり	平成二十七年三月二十六日

（「次」は省略し、岐阜県農政政部農政課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	揖斐川谷汲山線	揖斐郡揖斐川町三輪字上新町九二三番七地先から同郡同町字横田一六五四番地先まで	前A	四・八 一九・四	一、三五・〇	
		揖斐郡揖斐川町三輪字上新町九二三番七地先から同郡同町字横田一六五四番地先まで	後A	四・八 一九・四	一、三六・〇	
		同郡同町字北新田二四二七番地先まで	後B	一六・〇 三三・四	八七・六	
						A及びBは、関係図面に示す敷地の区分を以てする。

岐阜県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	垂川井合線	揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又東平三八九番三一地先から	前	五・二 六・〇	一六・六	

同 郡 町 同 字 同 郡 同 先 まで	三 九 二 番 地	後	一 三 〇 一 六 〇	一 六 六	
----------------------------	-----------	---	----------------	-------	--

岐阜県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	垂川 井合線	揖斐郡揖斐川町春日川合 字尾洞四一五七番五地先 から 同 郡 同 町 同 字 同 郡 同 先 まで	前	一 五 六 三 三 五	一 七 〇	
			後	一 九 〇 三 〇 五	一 七 〇	

岐阜県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	三三三号	揖斐郡揖斐川町坂内坂本 字栗平四〇二八番一地从 から 同 郡 同 町 同 字 前 平 四 〇 一 九 番 一 地 先 まで	前	一 三 〇 一 七 〇	一 四 〇	
			後	一 九 六 三 〇 五	一 四 〇	

岐阜県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の考 定又は 決定の告 示年月日 ほか）
一般 国道	二百五十 七号	高山市莊川町三尾河字小楢谷 四七五番二地先から 同 市 同 町 同 字 同 四七六番一地从先まで 高山市莊川町三尾河字スゲ畑 四三三番三地从先内 同 市 同 町 同 字 同 高山市莊川町三尾河字スゲ畑 四六九番二地从先から 同 市 同 町 同 字 同 四六八番地先まで	一 七 〇 二 〇 〇 三 〇 〇	平成 二 七 年 四 月 一 七 日	平成 二 九 年 一 月 三 〇 日

高山市庄川町三尾河字トボセ 四八七番一地从先から	一四五〇〇
同 市同 町同 字マトバ 二二四番一地从先まで	

岐阜県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画道路事業 三・四・一号土岐市停車場線、三・五・五号新土岐津線

三 事業施行期間

平成二十七年四月十七日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県土岐市泉町久尻字金屋前及び字向田地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第百八十八号 土岐都市計画道路事業 三・五・五号

新土岐津線

三 事業施行期間

平成二十一年四月十日から

同 二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を、岐阜県岐阜・西濃建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
山県市高富字井戸尻二三八六番五地 先から同字米野二三四六番地先まで	九 ・七 一 〇 ・七	一一 ・〇〇	岐西建築第 二一八七号の 二	平成 二七 ・三 ・二五

（道路の位置を示す図面は、岐阜県岐阜・西濃建築事務所において縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所

位 置	幅員 ト(メ)ル	延 ル(メ)ト長	指 定 番 号	年 指 月 日 定
本巣市下真桑字神明一三五五番九及び同字高畑一三五六番九	五〇〇	二七・三三	岐西建築第九号の二	平成 二七・一・六
羽島郡岐南町徳田五丁目八五番四	四八五 四八七	三三・六六	岐西建築第二八九号の二	同 二・二

中濃建築事務所

位 置	幅員 ト(メ)ル	延 ル(メ)ト長	指 定 番 号	年 指 月 日 定
関市小屋名字宮古一三八九番四	六〇〇	一〇六・六六	中建築第四六号の一九	平成 二七・三・四
可児郡御嵩町中字黒仏九六〇番二三	六〇〇	五三・七三	中建築第四六号の二一	同 三・三

東濃建築事務所

位 置	幅員 ト(メ)ル	延 ル(メ)ト長	指 定 番 号	年 指 月 日 定
瑞浪市明世町戸狩字狭間三〇八番一	六〇〇	五三・一九	東建築第五九号の七	平成 二七・二・六
恵那市大井町字元起二二三二番三四	六〇〇	五三・五〇	東建築第五九号の八	同 三・三

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四條第四項の規定により、国外外来種であるブラウントラウトの生息域拡大を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

公共水面から、ブラウントラウトを生かしたまま持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

(二) 移植の禁止

公共水面にブラウントラウトを移植してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

公 示

もとす広域連合の規約の変更の届出

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一條の三第三項の規定によりもとす広域連合長から届出のあったもとす広域連合の規約の変更については、平成二十七年三月二十三日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FCV

三代 表 者 の 氏 名 野村 次郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市長坂一丁目一〇四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対してスポーツに関する事業

を行い、子どもの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、競技力向上などを目標とし、スポーツを通じて、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 月 日
笠松クリニック	羽島郡笠松町東陽町三四番地	心療内科、精神科、内科	精神通院	平成 二七・四・一

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
スミ薬局	下呂市小坂町小坂町七八九番地	精神通院	平成 二七・四・一
アイセイ薬局恵那駅前店	恵那市大井町一七四の二二	同	同
ライン調剤薬局琴塚店	岐阜市琴塚二丁目一三の二	同	同
トーカイ薬局瑞浪店	瑞浪市松ヶ瀬町二の五八の二	同	同
けやき薬局	高山市昭和町二の二二の二	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日
さくら薬局大垣東前店	大垣市東前三丁目四番地二	精神通院	平成 二七・四・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年四月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ鷺山店

岐阜市大字鷺山字中湊一三二九 一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年十二月四日

五 店舗面積

一、一、二九平方メートル

六 駐車場の収容台数

四六台

七 荷さばき施設の面積

二四平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年四月十日から

年七月三十日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量（写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から

同 二十七年三月二十七日まで

四 作業地域

多治見市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関  
御嵩町

二 作業種類

公共測量（世界測地系への座標補正）

三 作業期間

平成二十七年三月十六日から

同 年同月三十一日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町大久後地区

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市村雨町及び長者町の全部並びに大縄場、桜木町、西野町、本郷町、都通、鍵屋中町、鍵屋西町、桜通、島田東町及び島田中町の一部（駅北 第一調査区）

三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十五年年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（村雨町及び長者町の全部並びに大縄場、桜木町、西野町、本郷町、都通、鍵屋中町、鍵屋西町、桜通、島田東町及び島田中町の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（村雨町及び長者町の全部並びに大縄場、桜木町、西野町、本郷町、都通、鍵屋中町、鍵屋西町、桜通、島田東町及び島田中町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年四月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市笠原町の一部（音羽2・栄）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍図

岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十七年四月十七日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐西建築第一号の二 平成二六・六・一七 同岐西建築第一三三号の三七 同二七・三・四</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市上中町長間字十二割一八七九番一、一八七九番二、一八八〇番、一八八一番、一八八二番一、一八八二番二、一八八三番及び一八八四番一</p>	<p>公共施設の種類</p> <p>道路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>羽島市小熊町島二二一 株式会社コラント 代表取締役 堀 雅利</p>	<p>同岐西建築第九六号の三 同二五・一〇・八 同岐西建築第一三三号の三二 同二七・三・一〇</p>	<p>本巣市長屋字巻町田六九八番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市上西郷八丁目八七番地 春日井資材運輸有限公司 代表取締役 春日井 博幸</p>	<p>同岐西建築第三号の三 同二六・一一・八</p>	<p>羽島郡岐南町野中四丁目二六番</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>羽島郡岐南町野中六丁目五〇番地 伏見 敏彦</p>	<p>同岐西建築第四号の六 同二六・一〇・二八</p>	<p>同 郡笠松町田代字若宮二一五三番一 外一三筆</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八番地三三 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永賢一</p>	<p>同岐西建築第四号の八 同二六・一一・一〇 同岐西建築第一三三号の四七 同二七・三・二四</p>	<p>同 郡同 町同 字社古地九六九番一</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重宏</p>	<p>同岐西建築第九九号の五 同二六・三・四 同岐西建築第一三三号の四一 同二七・三・二〇</p>	<p>養老郡養老町船附字村前東五六二番一 外三九筆及び養老町所管法定外公共物 (道路及び水路)</p>	<p>道路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市橋本町二丁目二〇番地 濃飛倉庫運輸株式会社 代表取締役社長 小 澤 義行</p>	<p>同岐西建築第八号の三 同二七・一・八 同岐西建築第一三三号の三九 同二七・二・二七</p>	<p>不破郡垂井町表佐字西小柳四九四番一、四九四〇番一、四九四一番の一部 四九五八番一及び四九五八番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>不破郡垂井町綾戸二〇〇番地の一 柳 瀬 君 代</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-----------------------	-----------	----------	-------------------------------------------------------	--------------------------------	-----------------------	-----------	----------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------	----------	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------	----------	-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	------------------------	----------	--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	-----------	----------	------------------------------------

同岐阜西建築第一〇号の四 同二六・九・一二 同岐阜西建築第一三三号 の四一 同二七・三・一〇	安八郡安八町南条字自分二二三一番一 一二三二番一(北工区)	道路	同	大垣市大井四丁目二五番地の五 株式会社中部メイカン 代表取締役 小寺 仁太郎
同岐阜西建築第一〇号の五 同二六・一一・二五	同 郡同 町森部字南沼一七五九番一 及び一七六〇番一	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲彦
同東建築第七七号の七 同二六・四・二八 同東建築第七六号の 一一 同二七・三・三〇	中津川市茄子川字中垣外一六八八番六	消防の用に 供する貯水 施設	同	中津川市茄子川一五五六番地 株式会社トライテック 代表取締役 鈴 木 雅幸
同東建築第七四号の二 同二六・六・二四 同東建築第七六号の 一一 同二七・三・二二	土岐市土岐ヶ丘四丁目一番一、四番七 の一部、五番一、同番三及び同番五	消防の用に 供する貯水 施設	同	名古屋市中区錦二丁目一八番一九号 NEXCO中日本開発株式会社 代表取締役社長 伊 藤 浩

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 用紙類の購入(単価契約)
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年1月30日
- 4 落札者を決定した日 平成27年3月11日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市米屋町7番地  
オゼキ紙商事株式会社

代表取締役 尾関 好一

6 落札金額 31,502,472円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課用度係
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇



同	龜山久雄	同	一九二番地
同	安田市男	同	一五三番地
同	池本優	同	一九一番地
同	龜山恒雄	同	九四三番地
同	龜山憲和	同	九〇四番地
監事	小川美正	同	八七八番地
同	清水弘文	同	五五番地
同	龜山佳居	同	一〇八八番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
関市倉知用水土地改良区	平成二七・四・六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
下呂市萩原町土地改良区	平成二七・三・三	理事	金子平和	下呂市萩原町上呂	三四五番地
同	同	同	今井憲雄	同	一三三〇番地
同	同	同	熊崎隆夫	同	二七〇一番地
同	同	同	高野俊一	下呂市萩原町桜洞	八四番地
同	同	同	黒木武男	同	一一四九番地
同	同	同	太田博和	下呂市萩原町萩原	一七一六番地
同	同	同	今井實	同	七四八番地
同	同	同	小池芳雄	下呂市萩原町上村	八一番地
同	同	同	中川盛之	同	八六番地
同	同	同	大前眞一郎	下呂市萩原町花池	二七三番地
同	同	同	岩崎和宏	下呂市萩原町上呂	二七六番地
同	同	同	今井武史	下呂市萩原町萩原	一二九四番地
同	同	同	中川輝男	下呂市萩原町上村	一五二三番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
下呂市萩原町土地改良区	平成二七・四・一	理事	金子平和	下呂市萩原町上呂	三四五番地
同	同	同	今井憲雄	同	一三三〇番地
同	同	同	熊崎隆夫	同	二七〇一番地
同	同	同	高野俊一	下呂市萩原町桜洞	八四番地
同	同	同	小林藤彦	同	二〇三番地
同	同	同	太田博和	下呂市萩原町萩原	一七一六番地
同	同	同	今井實	同	七四八番地
同	同	同	小池芳雄	下呂市萩原町上村	八一番地
同	同	同	熊崎武史	同	一六五〇番地

同	大前 眞一郎	下呂市萩原町花池	二七三番地
監事	岩崎 和宏	下呂市萩原町上呂	二七六番地
同	今井 武史	下呂市萩原町萩原	二九四番地
同	中川 輝男	下呂市萩原町上村	一五三番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款付属書の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
下 呂 市 萩 原 町 土 地 改 良 区	平 成 二 七 ・ 四 ・ 一 七

平成二十七年四月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社